

農地・農業用施設が被災した場合に（営農者用）

- 農地・農業用施設が被災した場合には、国の補助の対象となる災害復旧事業で行える場合があります。
- ただし、小さな被害（40万円未満）の場合には、国からの補助の対象となりません。
- 災害復旧事業の中の査定前着工制度を活用することにより、早期復旧が行えます。

農地や農道、水路などの農業用施設が自らの手に負えないほど被災した場合には、必ず市町村に一報し、担当職員と相談して下さい。

（注意）市町村に相談せず被害の写真等がないまま復旧を実施した場合には、国からの補助の対象とならない可能性もあります。

復 旧 事 例

1. 農地



豪雨による河川増水で被災した農地

市町村と相談

早期復旧



査定前着工により復旧した農地

2. 水路



土砂が堆積した水路

市町村と相談

早期復旧



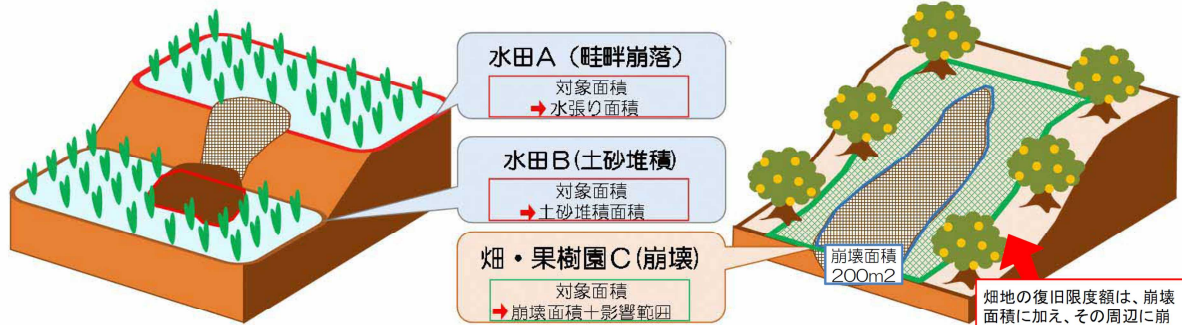
査定前着工により復旧した水路

農地災害復旧事業の限度額

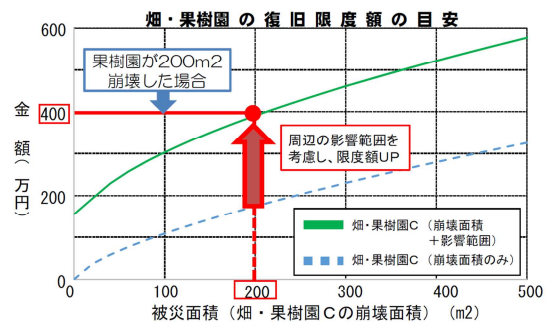
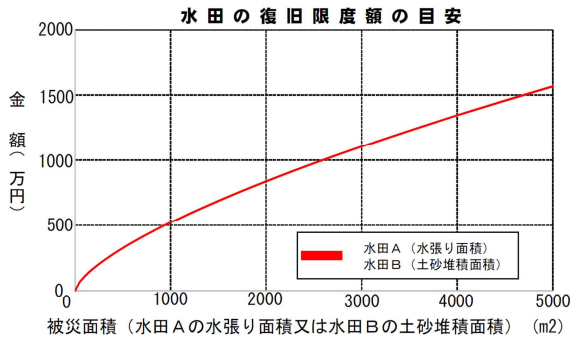
営農者用

農地の災害復旧事業は、復旧限度額までの復旧費用が国庫補助の対象となりますが、この復旧費用には、水路や土留工等の農業用施設災害復旧事業に係るものを含みません。

農地災害復旧事業の復旧限度額は、農地の用途（水田・畑）により異なります。



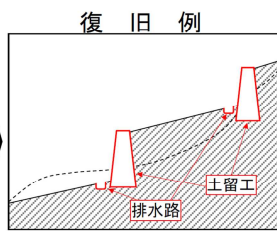
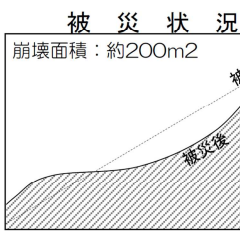
※対象面積となるのは農地のみであり、耕作していない法面等は対象面積に含まれません。



※ 復旧限度額は、農地の用途や、被災状況によっても異なるため、表は目安としてください。

農業用施設災害復旧事業には、復旧限度額はありません

限度額の考え方



費用の内訳

	復旧費用	限度額
土工	350万円	400万円
排水路	100万円	なし
土留工	450万円	なし
合計	900万円	

崩壊面積が約200m2の場合、上のグラフの通り、限度額は概ね400万円となります。

排水路と土留工に係る費用の計550万円は、農業用施設災害復旧事業として申請することにより、全額が国庫補助の対象となります。

残る土工に係る費用350万円は、農地災害復旧事業の限度額を下回り、全額が国庫補助の対象となります。

※ 被災前に無くとも、崩れた農地を土のみで復旧することが不可能な場合は、復旧に合わせて土留工等を農業用施設災害復旧事業で新設が可能です。ただし、土留工等の受益農家が2戸以上である必要があります。

● 個々の復旧に係る限度額については、市町村にお問い合わせください。

○問い合わせ先 吉野川市農林業振興課

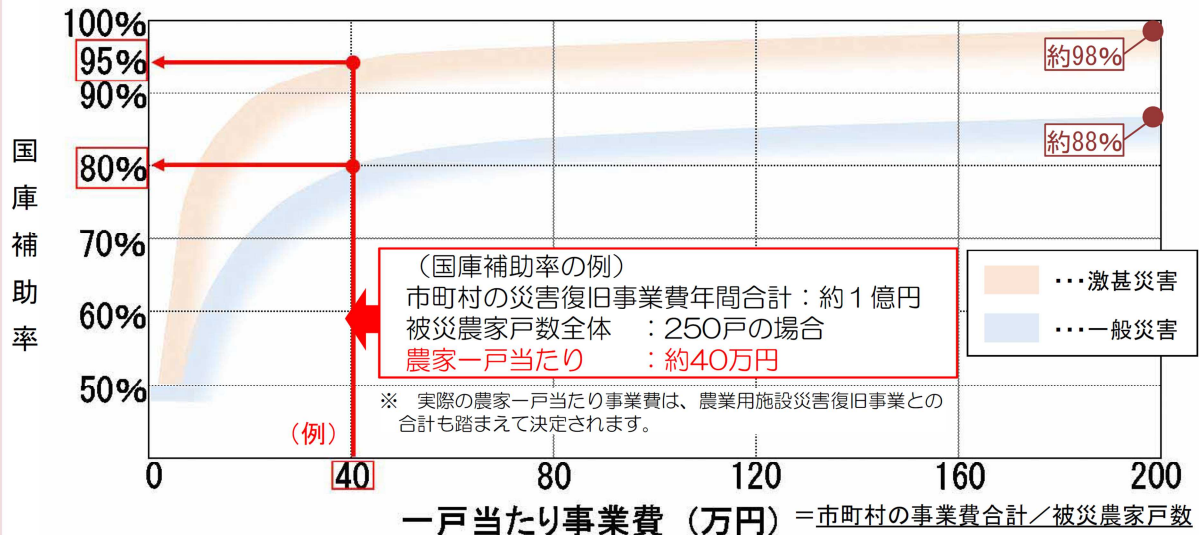
電話:0883-22-2223

農地災害復旧事業の補助率

営農者用

農地災害復旧事業は、基本補助率50%から、市町村の災害復旧事業費と被災農家戸数に応じて国庫補助率が嵩上げされ、農家負担が軽減されます。

農地の補助率の目安



地元負担の例（激甚災害を受け、補助率95%の場合）

復旧費用	国庫補助	地元負担
被災農地A 復旧費用：800万円	国 95% 760万円	県、市町村等 農家 合計：40万円
被災農地B 復旧費用：200万円	国 95% 190万円	県、市町村等 農家 合計：10万円
被災農地C 復旧費用：40万円	国 95% 38万円	県、市町村等 農家 合計：2万円

※ 近年の実績（平均）では、一般災害で約80%、激甚災害で約95%まで補助率が嵩上げされています。
※ 1箇所費用が40万円以上であれば、災害復旧事業に申請可能です。

● 以下の内容については、市町村にお問い合わせください。

- ① 1戸当たり事業費の目安
- ② 地元負担の県、市町村、農家等の負担割合

○問い合わせ先 吉野川市農林業振興課

電話：0883-22-2223